

# 和光市指定管理者制度 運用ガイドライン 【第2版】

平成21年5月  
(平成23年8月改訂)  
和光市

## 【目次】

はじめに .....	3
【資料】 事務手順フローチャート	
・ 指定管理者選定手続の流れ .....	4
・ 指定管理者公募手続の流れ .....	5
第1 制度導入・運用の基本的な考え方 .....	6
第2 指定管理者の候補者の選定について .....	6
(1) 公募	
(2) 再公募	
(3) 選定の例外（随意選定）	
第3 選定委員会 .....	9
(1) 設置形態	
(2) 委員会の構成等	
(3) 委員会の所管事項	
第4 指定管理者の候補者決定と仮協定 .....	11
(1) 候補者の決定	
(2) 審査結果の通知等	
(3) 仮協定の締結	
第5 議会での議決 .....	11
第6 協定の締結 .....	12
(1) 協定書	
(2) 指定管理料の算定について	
(3) 経費負担の考え方	
(4) 修繕費、備品購入費、予備費などの精算について	
(5) 指定管理料の返還について	
(6) リスク分担の考え方	
(7) 指定管理者の引継について	
第7 モニタリング・評価 .....	16
(1) モニタリングの実施	
(2) 年度評価	
(3) 要望・苦情への対応	
【資料】 別紙 .....	別紙
公募要項参考例	
基本協定書参考例	

# 和光市指定管理者制度運用ガイドライン

## はじめに

指定管理者制度は、公の施設の管理について適正かつ効率的な運営を図ることを目的として、平成15年の地方自治法改正により導入され、和光市においても、民間事業者の能力を活用した公共サービスの向上を目的として、これまで指定管理者制度を導入し、運用を行ってまいりました。

制度導入当初から現在に至るまで、その運用は“手探り”で行われてきましたが、制度運用の実践を経て、市と指定管理者が事例の蓄積や手法の改善を行ってきたことで、新たな課題や、問題が浮かび上がってきました。

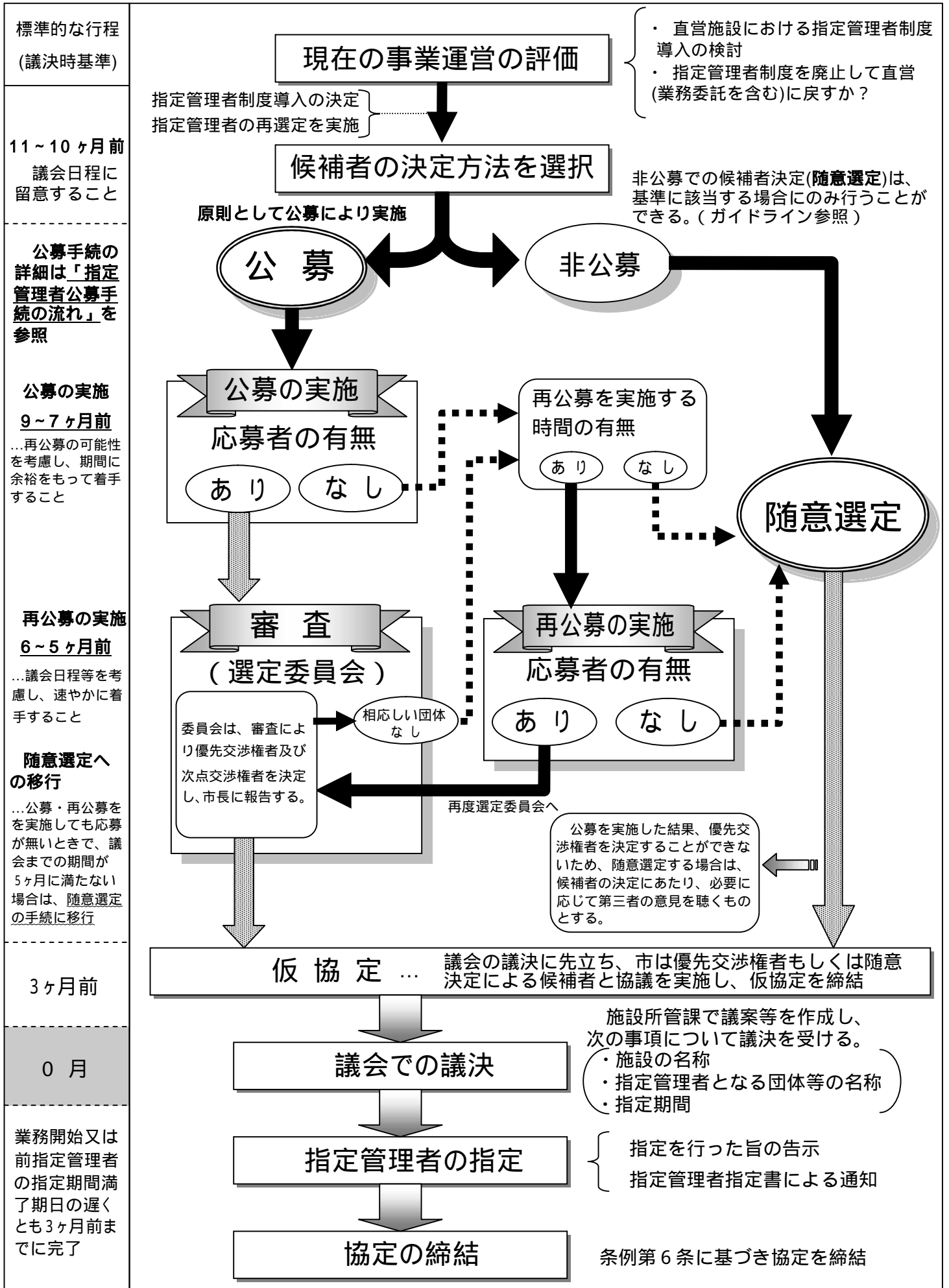
そのため、指定管理者制度を導入する多くの施設が指定2期目を迎えることを契機として庁内総合調整会議を設置し、指定管理者制度運用について、現行の事務の見直しと、今後標準的に準拠すべき事務手続きの検討を行いました。その成果として、ここに「和光市指定管理者制度運用ガイドライン」を制定します。

指定管理者の候補者の公募及び選定、協定等については、個々の施設の状況等を考慮しつつ、このガイドラインに準拠して行うこととします。

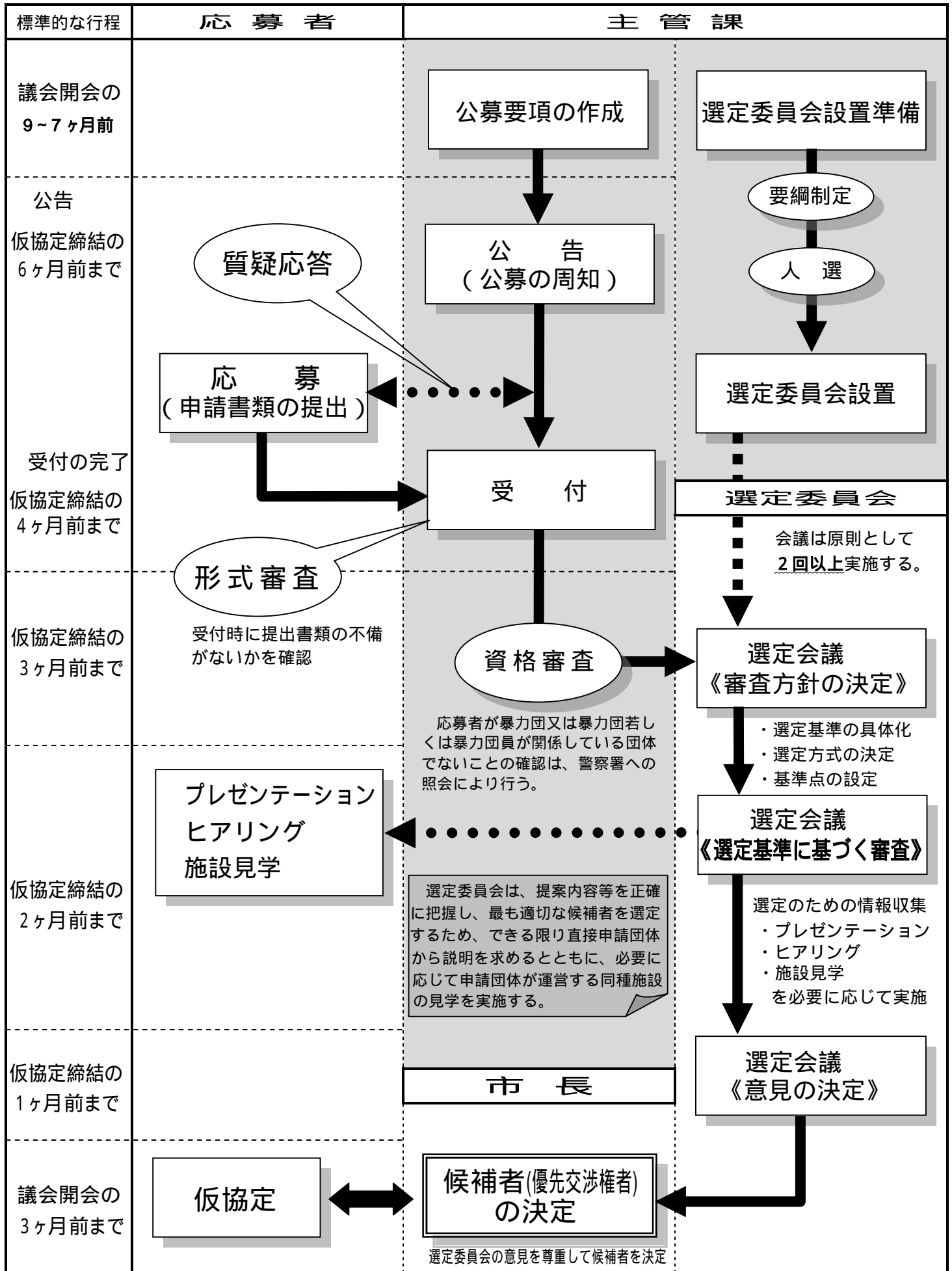
なお、このガイドラインは、和光市が指定管理者制度を活用していく上での現時点の指針として示すものであり、制度全体の動向や、事業者（サービス提供者）の多様化などの社会情勢にあわせて必要に応じて見直すこととします。

(注) 本ガイドライン中、「条例」とは和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を、「規則」とは同条例施行規則を指すものとします。

# 指定管理者選定手続の流れ



# 指定管理者公募手続の流れ



## 第1 制度導入・運用の基本的な考え方

原則として「民間にできることは民間に委ねる」という基本方針のもと、全ての公の施設について、現在の事業運営の評価を行い、市民サービスの向上や経費節減等の効果が見込まれる施設については、積極的に制度の導入を図るものとします。

また、既に指定管理者制度を活用している施設についても、これまでの施設運営実績や効果等に基づき、各所管課等において制度活用を継続するか、直営（業務委託を含む）に戻すかを検討することとします。

## 第2 指定管理者の候補者の選定について

指定管理者の候補者の選定は、競争性を確保する観点から原則として公募により行います。公募の実施にあたっては、選定委員会を設置して応募者の審査を行い、選定委員会は優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、市長に報告します。

市長は、選定委員会の意見を尊重して候補者を決定し、議会の議決を経て指定管理者を指定します。

なお、公募に対する応募者が1団体の場合も同様の手続により選定を実施します。

### (1) 公募

#### 応募資格（欠格条項）

指定管理者には公の施設の管理者としての社会的責任を十分果たすことのできる者が求められることから、応募における資格要件を定めることとし、その例は以下のとおりです。なお、埼玉県内あるいは和光市内に事業所を有しなければならないとする、いわゆる「地域要件」は設けないこととします。

(注) 和光市は、暴力団排除の取組の一環として、平成18年に埼玉県警と連絡協調体制の協定を締結しています。応募者が暴力団若しくは暴力団員が関係している団体でないことを、朝霞警察署に照会し、確認を行うこととします。

#### 【応募資格要件の例】

指定管理者の候補者として応募できる者は、法人その他の団体で、人的かつ財産的な管理能力を有し、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
  - (2) 和光市から入札等に係る指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 税の滞納がないこと。
  - (4) 警察署への照会により、応募者が暴力団若しくは暴力団員が関係している団体でないことを確認できること。
  - (5) その他、市長が指定管理者としてふさわしくないと認める団体でないこと。
- 「公募要項参考例」に具体的な例を示しています。

#### 公募要項の作成

公募に応募しようとする者に対して条例第2条各号に掲げる事項を明示するため、

所管課等は、公募要項を作成するものとします。作成にあたっては、別紙「公募要項参考例」によることとします。なお、「公募要項参考例」は公募に関する標準的な内容であるため、施設の特性に関する事項、指定管理者が行う具体的な業務内容に関する事項、施設仕様等については、必要に応じて追加または削除するものとします。

### 公募要項に記載すべき内容（公募に際しての基本的な考え方）

#### ア．施設の概要

施設の概要（構造や設備、施設の利用時間や休業日等）は、応募しようとする者にとって重要な情報であるため、可能な限り詳細に記載する必要があります。

#### イ．指定期間

(ア) 市民サービスの継続性と安定性を確保しながら、指定管理者が計画的な管理運営を行うことができるよう、指定期間は原則 5 年とします。ただし、施設の設置目的や性質に応じた指定期間を設定することもできます。

(イ) PFI 事業者を指定管理者に指定する場合は、当該施設における PFI 事業の期間を指定期間とします。

#### ウ．指定管理者が行う業務の範囲と条件等

指定管理者には、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応できるよう、原則として施設の管理業務及び当該施設で実施すべき事業に関する業務を包括的に委ねることとし、その内容と範囲を明らかにし、具体的に示すこととします。

また、指定管理者の職員に関する条件（雇用や有資格者の配置など）や、不測の事態に備えた保険への加入等は、サービスに直接影響を及ぼす事項であるため、満たすべき条件を明確に示す必要があります。

(注) 使用料の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等、法令により市長のみが行うことができる権限及び使用料の減免の承認については指定管理者に行わせることはできません。

#### エ．経費に関する事項

##### (ア) 指定管理料及び利用料金制の制定

指定管理者には、施設管理及びサービス提供の対価として指定管理料を支払います。指定管理料の額は、指定管理者が行う業務の範囲や内容、事業やサービス等に求める水準をもとに、管理に必要と考えられる経費総額を積算して設定します。なお、指定管理者の経営努力により経費が削減されて生じた余剰金については、原則として指定管理者の利益とします。（余剰金が利益であるかどうかについては、経営努力によって生じたものであることが客観的に明らかである等、市長が余剰金を利益とすることが適当であると認める場合に認定するものとします。）

また、指定管理者のより一層の経営努力を促し、提供されるサービスの質の向上と利用者数の増加を図り、かつ、市及び指定管理者の会計事務の効率化の観点から、原則として利用料金制を採ることとします。

##### (イ) 経費負担及び指定管理料の精算について

施設の修繕、備品の購入に要する経費及び予備費は、比較的軽易なもの又は緊

急を要するものに対応するため、指定管理料に含めて支払うこととします。

修繕費、備品購入費及び予備費は、あくまで不測の事態が生じた際に、施設運営に支障を来たすことのないよう計上されるべきものであるため、不用額（余剰や不使用）が生じた場合には、指定管理料を精算（返還）しなければならないことを明確にしておく必要があります。

また、職員の雇用形態の変更等により生じた人件費の余剰については、指定管理料算定の際に想定されない条件の変更であるため、修繕費等と同様に精算（返還）すべきことを明確にしておく必要があります。

(注) 指定管理者による安定的な施設運営のため、指定管理料を指定管理者に対して支払う場合、年度ごとの指定管理料精算に際して、損失補填や利益保証は行わないものとします。

#### オ．募集、応募に関する事項（募集及び選定のスケジュール・応募要件等）

公募要項を作成する段階で募集及び選定のスケジュールを決定することとなりますが、多くの団体が公募に参加できるよう、原則として1ヶ月以上の募集期間を設定するものとします。（「指定管理者選定手続の流れ」参照）

このほか、応募要件、提出書類及び応募手続における注意事項を具体的に記載することで、公募事務におけるトラブルを未然に防ぐよう務めるものとします。

#### カ．審査及び選定に関する事項

選定基準は原則として公募要項の中に示し、公開するものとします。選定基準は、所管課等において、業務内容、求められるサービスの水準等を勘案して、できる限り具体的、かつ詳細に定めるものとしますが、選定基準として考えられる項目（最低限網羅すべき項目）の例を次に示します。

##### 【選定基準の例】

管理運営方針が施設の設置目的に合致しているか。 団体運営は健全か。（団体の安定性・継続性、運営の透明性・継続性等） 当該業務における指定管理者としての運営実績について。 利用者への対応（サービスの向上が見込まれるか） 防犯・防災・緊急時の対応に関する体制が整備されているか。 管理保守点検業務が適性に行われているか。（施設管理の安全性） 個人情報保護の取扱いが適切か。（情報管理体制の充実） 収支計画が妥当であり、事業の効率的な運営が図られているか。（経営効率化） 上記の他、施設の特性や特色を活かした事業運営を行う能力を有しているか。
--

#### キ．指定後に関する事項

協定に関する事項（協定の手順）、業務実施にあたっての留意点、事業に対する評価の実施、緊急の場合の措置、業務の引継など、応募者が指定管理者として指定された後の事務に関してあらかじめ記載し、事務手続の透明化を図ります。

また、業務におけるリスク分担についての考え方を事前に示すことにより、協定時や業務開始以降のトラブル（認識の相違等）を防止します。

#### ク．その他

届出に必要な様式等を定めます。

## 周知方法及び情報提供等

広報やホームページなど幅広い手段を活用して周知を図ることとします。施設の詳細な情報等については、必要に応じて説明会や施設見学会等を開催し、十分な情報提供を行うよう努めることとします。

指定管理者の募集は、関係者に広く周知させるため、規則第 2 条第 1 号により告示します。

## (2) 再公募

公募に対し応募が無かった場合、又は、選定の結果候補者として相応しい団体が無かった場合は、応募資格要件や管理運営条件の見直しを行い、再度、公募を実施することとします。再度の公募を行った結果、応募者があった場合は選定委員会の審査により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

なお、再公募の場合であっても、応募者が 1 団体としても同様の手続により選定を実施します。

## (3) 選定の例外（随意選定）

次のいずれかに該当するときは、例外として公募によらずに指定管理者の候補者を選定することができるものとします。なお、随意によって選定する場合であっても、選定委員会を設置し、随意選定によることが適当であるか、また、候補者が指定管理者として相応しいかどうかについて意見を聴き、選定過程の透明性、公平性を確保するよう努めなければなりません。

公募に対し、応募する団体が無かった場合や、選定の結果候補者として相応しい団体が無かった場合において、再公募を実施してもなお応募する団体が無いとき、もしくは再公募を実施する時間が無いとき。

施設の性質等を考慮し、その周辺地域の地縁団体などを指定することが明らかに効果的かつ効率的である場合において、選定理由について十分に説明責任が果たせるとき。

PFI 事業により整備した施設で、管理運営を行う事業者が既に決定しているとき。

既に指定管理者により管理運営を行っている施設の業務成績が極めて良好で、その事実が客観的かつ定量的に実証できる場合において、当該団体を再度指定しようとするとき。

### 客観的かつ定量的な実証の事例

利用者に対するアンケート調査や第三者機関による年度評価を実施し、その結果が極めて良好であること。

実績報告書における利用者数が著しく増加していること。

提供されるサービスの質を向上し（または維持し）、かつ、指定管理料を指定の初年度と比較して減額していること。

## 第3 選定委員会

### (1) 設置形態

委員会は、公募の実施ごとに設置するものとし、委員会の組織及び運営に関する事項は要綱により定めることとします。なお、委員会の庶務は所管課等が行うものとし、

### (2) 委員会の構成等

委員会は公平性、透明性及び客観性を確保するため、次の事項に留意して組織します。

委員は5名程度とします。

外部委員（市職員以外の委員）を含める構成とします。

外部委員は、次の基準により人選します。

ア．専門的知識を有する者（学識経験者・経営の専門家等）

イ．市長が特に必要と認める者

### (3) 委員会の所管事項

#### 審査方針の決定

ア．選定方式の決定

指定管理者の候補者の選定方式は、価格だけでなく、サービスの水準等、必要な性能項目を満足することに重点を置く方式（総合評価一般競争入札方式やプロポーザル方式等）を原則としますが、施設の特性、管理運営業務の内容を考慮し、委員会で決定します。

#### 【選定方式の例】

総合評価一般競争入札方式

入札価格が予定価格の範囲内の応募者のうち、価格とそれ以外の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、候補者を決定する方式。

プロポーザル方式

公募により提案書を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って最優秀提案書を特定した後、その提案の提出者との間で契約を締結する方式。

イ．選定基準の具体化

公募要項で示した選定基準を基に、選定基準の項目を具体化し、各項目の評価を点数化したうえで配点を決定します。選定基準は項目別に点数化するため、表形式で示すものとし、選定基準の表には、配点を記載する欄を設けることとします。（点数の配分については、審査基準と同様に施設の特性等を勘案して決定するものとします。）

なお、良質な指定管理者を確保する観点から、一定水準以上の基準点の取得を選定の要件としますので、選定委員会では、あらかじめ応募者に対して要求する水準（合格点）を定めるものとします。

#### 選定基準による審査

応募者から提出された事業計画書、収支計画書、団体の組織及び運営状況に関する

書類等の書面審査とともに、必要に応じ、プレゼンテーション、ヒアリング等による審査を実施し、各委員が採点するものとします。

なお、会議において、応募者が有する管理運営の具体的なノウハウや応募者の信用情報に関する事項が取り扱われる場合は、会議を非公開とします。

また、会議では、応募者の名称を「A社」や「B会」などのように置き換えたり、委員に配布する応募書類（原本を除く）では名称を伏せるなど、応募者に関する個人情報機密の秘密保持及び審査における先入観の排除などに配慮するよう務めるものとします。

#### **優先交渉権者等の決定と市長への報告**

各委員の採点結果をもとに検討を行い、合格点を越えた応募者のうちから総合的に評価して最も候補者に相応しい応募者を優先交渉権者として、次いで候補者に相応しい応募者を次点交渉権者として決定し、市長に報告します。

### **第4 指定管理者の候補者決定と仮協定**

#### **(1) 候補者の決定**

市長は、選定委員会の審査結果及び意見を尊重し、優先交渉権者を指定管理者の候補者として決定します。

#### **(2) 審査結果の通知等**

指定管理者の候補者を決定したときは、速やかに審査結果を全ての応募者に対して通知します。優先交渉権者と次点交渉権者に対しては、交渉の優先順位及び優先交渉権者との協議が整わない場合の取扱についても明記しておきます。

(注) 審査結果の通知は行政処分としての性質を有するものではないため、普通文書により通知するものとします。

また、選定手続の透明性の確保や市民への説明責任を果たすため、審査結果の通知を行ったときは、市のホームページへの掲載などの方法により、審査結果の概要を公表するものとします。

#### **(3) 仮協定の締結**

所管課等は、議会へ議案を提出する前に、優先交渉権者もしくは随意選定による候補者と、指定管理者に支出する経費の額等、細目的事項について協議を実施し、仮協定を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と同一内容の協議を行い、協議が成立した場合には、次点交渉権者を指定管理者の候補予定者として扱います。

### **第5 議会での議決**

所管課等は、候補者との仮協定締結後、議案を作成します。議案には、次に掲げる事項

を記載するものとします。

- (1) 指定する施設の名称
- (2) 指定の相手方
- (3) 指定期間

また、議会における審議を円滑に進めるため、当該議案の審議に必要な提供情報は原則として下記の内容に統一して行うこととします。

- (1) 指定管理者の候補者の概要
- (2) 事業計画及び収支計画の概要
- (3) 選定結果の概要（公募の状況、審査委員会の委員氏名等、選定の概要）

なお、上記説明資料以外に別途、議会から関係資料の提出を求められた場合には、和光市情報公開条例第7条に規定する非開示文書を除き、資料を提出することとします。

## 第6 協定の締結

市長は、議会の議決を経て、指定管理者として指定された団体等と、当該公の施設の管理に関する協定を締結します。（条例第6条）

### (1) 協定書

#### 基本協定と年度協定

指定期間は複数年（原則5年）となることから、指定期間全体通じて取り決めるべき事項を対象とする「基本協定」を指定期間の当初に、指定管理料の額など年度ごとに取り決めるべき事項を対象とする「年度協定」を当該年度の開始前に、それぞれ締結することを原則とします。

業務を実施するうえでの混乱や誤解を避けるため、年度協定を締結する際には、規定する内容を最小限にとどめ、基本協定と内容が重複しないように注意する必要があります。

#### 協定書に記載すべき事項

協定書（指定期間全体を対象とするもの）の作成は、別紙「基本協定書参考例」によることとします。なお、「基本協定参考例」は協定の標準的な内容を示したものであるため、施設の特性に関する事項、指定管理者が行う具体的な業務内容に関する事項、施設仕様等については、必要に応じて追加または削除するものとします。

#### 【協定書記載事項の例】

- 事業、管理業務の実施内容及び指定期間に関する具体的事項
- 指定管理者が遵守すべき事項（履行確認等に関する事項等）
- 市が支払うべき指定管理料及び利用料金に関する事項
- 事故への対応、損害賠償等のリスクマネジメントに関する事項
- 指定期間満了に伴う引継などに関する事項
- その他必要と認められる事項
- ・運営協議会の設置

- ・暴力団等関係者の排除に関する事項
- ・情報開示請求に関する事項
- ・協定書の記載していない事項が生じた場合の協議に関する事項 等

## ② 指定管理料の算定について

指定管理料についての基本的な考え方は、あらかじめ公募要項に示すものとし、具体的な支払金額、時期及び方法については年度協定で定めることとします。

### 【指定管理料の考え方】

指定管理者は市が支出する指定管理料によって管理経費を賄い、経費が不足することになっても原則として不足分は補填しないこととします。

指定管理料は、その内訳を明確にし、可能な限り用途（費目）を限定的に示す必要があります。なお、必要に応じて一般管理費（施設の管理運営に間接的に要する経費）を計上することは差し支えありません。

指定管理者の自主的な経営努力により、市の要求基準を満たしつつコストが削減され指定管理料（後述する精算の対象となる修繕費、備品購入費、予備費等の費目は除く。）に余剰金が発生した場合、その額は利益として指定管理者へ帰属することとします。ただし、余剰金が利益として認められるためには、業務に対して市が要求する基準を満たしていることが前提となるため、余剰金が経営努力によるものであるかどうかの認定は、市が行うものとします。

## ③ 経費負担の考え方

### 施設の修繕について

指定管理者が管理する公の施設は、市の財産であるため、修繕は原則として市の負担と責任において行います。そのため、市は当該施設の老朽化に備えて計画的に修繕を実施しなければなりません。しかし、施設を運営していく上では、自然災害や機器等の故障など、不測の事態により修繕が必要となる場合があります。突発的な修繕については、その内容にもよりますが、比較的軽易で緊急を要する修繕については、市が実施するよりも指定管理者が実施するほうが適切かつ迅速な対応となると考えられますので、指定管理料に修繕のための費用を含めることとします。ただし、修繕の内容によっては市が加入している建物総合損害共済を利用することができる場合もありますので、当該共済の内容を事前に指定管理者に伝え、共済を利用できる修繕については、市で対応することとします。

協定書では、修繕の実施にあたり、見積もりの額が一定の額以下の場合、指定管理者の責任において修繕を実施する旨を規定します。この場合、必ず2者以上から見積書を徴さなければならないとするなど、修繕費用を抑えるための取り決めを行っておくことが必要となります。

また、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた修繕については、指定管理者の負担と責任で実施させることについても明確にしておく必要があります。

なお、指定管理料中の修繕費用に不用額が生じた場合、指定管理者は不用額を市に返還しなければなりません。

## 備品の取り扱い

施設管理に要する備品についての経費は、本来市において負担すべきものとなりますが、全ての備品を市が用意することは迅速な事務処理の観点から困難です。したがって、施設で用いる備品を 種～ 種に分類して費用負担を定め、協定書に記載することとします。

### 【備品の分類】

備品( 種)...市が用意するもの

備品( 種)...市が用意するもの以外の指定管理者が用意する備品

備品( 種)...指定管理者が事業やサービスの質を向上させるために自らの負担と責任で購入する備品

備品 種については、指定管理料に備品購入費を含め、その範囲で指定管理者がその責任において用意するものとします。 種と 種は、その負担を指定管理料の備品購入費として市が負っていることから、所有権は市に帰属するものとします。

#### 備品( 種)について

施設管理に要する備品は原則として 種と 種を用いることとしますが、指定管理者が事業やサービスの質を向上させるために、自らの負担と責任で備品を購入することは妨げないものとします。備品( 種)の所有権は当然指定管理者にあるため、指定期間満了の際に施設の現状回復を行う場合の取り扱いを定めておく必要があります。原則として備品( 種)は、原状回復の際に撤去しなければなりません。双方協議により市又は市の指定するものに引き継ぐことができるものとします。

## (4) 修繕費、備品購入費、予備費等の精算について

指定管理料のうち、前述の【(3) 経費負担の考え方】で示した修繕費と備品購入費、並びに予見できない支出に対するための予備費、これらの費目については精算の対象として、不用額が生じた場合は市に返還し、不足額が生じた場合の対応については協議するものとなります。そのため、年度協定において精算の対象となる費目と精算の方法について明らかにしておく必要があります。

原則として精算の対象とする費目は、 備品購入費、 修繕費、 予備費とし、この他の費目で精算を行う場合には、その必要性を十分考慮した上で協議により定めます。ただし、人件費に関して、次の事例に該当する場合は、協議を行わずに当該余剰金の返還を求めるものとします。なお、返還の請求は、指定管理者に対して余剰金が発生した理由を聞き取り調査等により確認した上で行うものとします。

当初予定していた事業を実施しなかったことにより人件費に余剰が生じたとき  
常勤職員の退職等に伴う代替として非常勤又は臨時職員を雇用したことにより余剰が生じたとき

正当な理由なく<sup>( )</sup>当初予定していた事業に要する人員を減じたり、採用しなかったとき

<sup>( )</sup>「正当な理由なく」とは、事前の協議を経る事なく指定管理者が独断で行った行為いう。

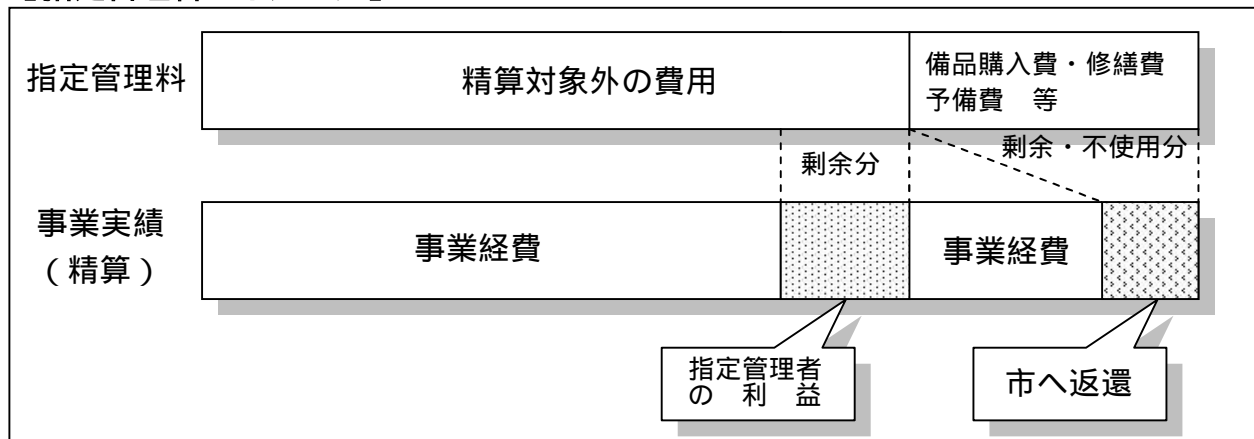
なお、いうまでもなく、精算の対象とした費目が、指定管理者の利益保障や損失補てんに使用することのないよう精査してください。

## ⑤ 指定管理料の返還について

指定管理料の余剰金については、前述の【指定管理料についての考え方】で示したとおり原則は指定管理者の利益とすることとしますが、指定管理者が事業計画等で規定した業務を実施しなかった場合や、事業の実施が協定で定めた実施回数に満たなかった場合等において生じた余剰金については返還しなければなりません。

また、指定管理料の余剰金が指定管理者の業務と収支の状況から鑑みて、客観的に過大と認められるような場合には、市と指定管理者の協議により適切な対応を図ることとします。

### 【指定管理料のイメージ】



## ⑥ リスク分担の考え方

指定管理者制度は、公の施設に関する広範な権限を指定管理者に委任して代行させるものであり、指定管理者は施設の管理運営に関して重要な責任を負う一方、そのリスクも担うことになります。指定管理者の行う管理運営業務が、適正かつ確実に実施されるためには、市と指定管理者それぞれが担うリスク、リスクが顕在化した場合における費用負担を明確にする必要があります。市としてのリスク分担の考え方は、公募の際にあらかじめ「リスク分担表」として示し、指定管理者の指定後、改めてリスク分担について協議を行うこととします。

### リスク配分（リスクを分担管理する者の検討）

リスク分担の検討にあたっては、経済的、合理的な手段で軽減、除去できるリスクを含め、施設の管理運営上のリスクとその原因をできる限り把握し、リスクが生じた場合に解消のため必要と見込まれる追加支出を定量化する必要があります。また、指定管理者に対して過剰なリスク管理を配分すると、指定管理者の活動、ひいては公共サービスの円滑な提供を阻害することになるため、リスク配分は適切に行わなければなりません。

そのため、具体的なリスク配分にあたっては、次の事項を検討するものとします。

### 【リスク配分における検討事項】

リスクの発生をより少ない費用で防ぐことのできるのはどちらか

リスク発生の可能性が高い場合に追加支出を極力少なく対応できるのはどちらか

リスク発生の原因について、その責めに帰すべき事由はどちらにあるか。  
(双方に原因があると推測される場合には「両者の協議」とする)

#### 損害賠償責任について(責任の所在)

指定管理者が管理する公の施設で発生した事故等により、利用者等の第三者に損害が生じてしまった場合、その損害に対する賠償責任の所在は、損害の原因となった指定管理者の職員の行為の内容などによって、次のとおり異なります。

ア 指定管理者の職員の行為が公権力の行使に当たらない場合は、指定管理者が損害賠償責任を負います。

イ 指定管理者の職員の行為が公権力の行使に当たる場合は、国家賠償法により市が損害賠償責任を負います。

ウ 施設の設置・管理の瑕疵の場合は、市は国家賠償法により施設の設置管理者として、指定管理者は民法により建物の占有者として、それぞれが損害賠償責任を負います。この場合、被害者は市と指定管理者のどちらかに対して損害の全賠償を求めることができ、賠償した者が他の賠償責任者に責任割合に応じて求償することとなります。

イとウの場合において市が賠償責任を負う趣旨は、被害者保護の観点からであり、市は被害者への賠償後、「市と指定管理者のどちらの職員の過失が原因で当該損害が生じたか」を検証し、必要に応じて、賠償額の全額、または責任割合に応じた額を、市は指定管理者に対して求償することとなります。責任割合の算定にあたっては、損害が発生した原因とともに、その損害の発生を防止できなかった原因も考慮するものとなります。

#### 協定による求償権の担保

市が指定管理者に求償するにあたって、ウの場合はその根拠規定として国家賠償法第2条第2項が存在しますが、イの場合は法令等に根拠規定が存在しないため、市の求償権をあらかじめ協定で規定しなければなりません。

### (7) 指定管理者の引継について

指定管理者が交代する場合は、引継ぎによって事業やサービスの変更、休止などにより、利用者や住民が不利益を被ることのないように、業務等の引き継ぎについて協定書に明記しておく必要があります。

引継には十分な期間を設ける必要があります。

## 第7 モニタリング・評価

### (1) モニタリングの実施

市は、施設の設置者として、指定管理者による施設の管理運営状況を継続的に監視し、必要に応じて改善を求めるなどの処置をとらなければならない責務を有することから、モニタリングを実施します。

モニタリングに関し、実施の時期、評価項目及びその具体的な内容等については、基本協定及びモニタリング要領において定めることとします。

モニタリングの結果、管理運営において改善を求めると認められるときは、指定管理者に対して指導・助言を行うものとします。

## **(2) 年度評価**

市は、年度終了後に指定管理者から提出される事業実績報告書、収支決算書等の書類、及びモニタリングの実施結果等をもとに当該年度の管理運営についての評価を行い、その内容を公表します。評価の実施にあたっては、その専門性や客観性を考慮し、必要に応じて専門的知識を有する外部識者の視点を導入することとします。

## **(3) 要望・苦情への対応**

利用者からの、指定管理者の行う施設運営に対する要望や苦情については、積極的な収集に努めるものとし、その方法等については、市と指定管理者との協議により定めることとします。